

平成31年 4月18日

保護者 殿

岡山県立倉敷工業高等学校
校長 安藤 正道

校内コンプライアンスに係る携帯電話使用と乗用車同乗の取扱いについて

新緑の候 保護者の皆様におかれましてはますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素から本校教育に御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、御存知のとおり、現在、教育現場におけるコンプライアンスを推進することが強く求められております。コンプライアンスとは一般的には「法令遵守」という意味ですが、教育現場でのそれは「学校や教職員が保護者や地域社会からの期待や信頼に応えること」を意味します。

本校におきましても、コンプライアンスを確立することで保護者や地域の方からの期待と信頼に応えることは大切な使命であり、社会的責任だと考えております。そのため、教育活動の透明性、個人情報や知的財産権の保護など、従来以上に質の高い、具体的な対応をしていけるよう校内でも徹底していくことにしております。

年度初めに当たりまして、保護者の皆様にはその趣旨を御理解の上、御協力いただけますようお願い申し上げます。

記

1 生徒との携帯電話の使用制限

部活動の顧問等がお子様の携帯電話を通じて直接やりとりすることを原則禁止しています。ただし、業務上、どうしても必要な場合は、顧問が保護者の皆様の同意を得たうえで校長に申し出、許可を受けてお子様の携帯電話番号やメールアドレスを、把握させていただくことがあります。

2 顧問等の乗用車への同乗の制限

部活動等での生徒派遣する上で、公共交通機関等の制約により職員の自家用車への同乗がやむを得ないと判断される場合に限り、顧問等から「職員の自家用車への同乗について」という依頼文書を保護者にお渡しし、保護者からの同意書を得た上で、顧問等から承認申請書を校長に提出し、審査の上、校長が同乗による派遣を許可することにしております。

上記の2項目につきましては従来から校内で徹底するようしてまいりましたが、改めて保護者の皆様の御理解と御協力を得られますようお願い申し上げます。